

42. 昭和30年度文部予算のうち「科学研究振興に必要な経費」
の配分に関する基本方針等について

〔諮問〕

科第703号

昭和29年12月28日

日本学術会議会長殿

内閣総理大臣

昭和30年度文部省予算のうち「科学研究振興に
必要な経費」の配分に関する基本方針等について

昭和30年度文部省予算のうち、「科学研究振興に必要な経費」
の配分に関する基本方針について貴会議の意見を承りたい。

なお、併せて右経費の配分審査にあたる昭和30年度文部省学術
奨励審議会科学研究費等分科審議会委員候補者を御推せん願いたい。

右第71回科学技術行政協議会の議を得て日本学術会議法第4条
の規定により貴会議に諮問する。

〔答申 1〕

庶発第 38 号

昭和 30 年 1 月 28 日

内閣総理大臣

鳩 山 一 郎 殿

日本学術会議会長

茅 誠 司

昭和 30 年度文部省予算のうち「科学研究振興に
必要な経費」の配分に関する基本方針等について
(昭和 29 年 12 月 28 日付科第 703 号による
諮問に対する答申)

標記のことについて、下記のとおり答申します。

記

1. 「科学研究振興に必要な経費」の配分に関する基本方針については、明年度予算に対する政府の方針が決定した後審議し、本会議の意見を答申いたしたい。
2. 昭和 30 年度文部省学術奨励審議会科学研究費等分科審議会委員候補者については、別紙名簿のとおり推薦する。

注) 昭和 30 年度文部省科学研究費等分科審議会委員候補者名簿は省略

[答申2]

庶発第321号

昭和30年5月30日

内閣総理大臣

鳩山一郎 殿

日本学術会議会長代理

尾高朝雄

昭和30年度文部省予算のうち「科学研究振興に
必要な経費」の配分に関する基本方針等について

標記のことについては、昭和29年12月28日付科第703号
により諮問を受け、昭和30年1月28日付庶発第38号によりそ
の一部を答申しましたが、ここに第96回運営審議会の議を経て、
今回更に下記のとおり追加答申します。

記

第1 昭和30年度文部省科学研究振興に必要な経費の配分に関す
る基本方針は、次のとおりとすること。

1. 研究費全般について

- (1) 研究費が有効に使われるよう重点的配分を行うこと。
- (2) 研究者の研究費に対する責任を明確ならしめるよう配分
を行うこと。

2. 個々の研究費について

- (1) 総合研究は、特に総合的に研究することによって成果の
期待できるものに限って採択し、採択課題は、300程度
とすること。
- (2) 機関研究は、若干保留金を残し、研究の進展に応じて必
要の場合は、研究費を追加増額して、成果を十分あげさせ
る途を講ずること。
- (3) 各個研究は、旧来の配分を根本的に改め、研究成果を挙
げるに足る研究費を配分することとし、採択課題数は
1000程度とすること。

- (4) 科学試験研究は、短期間に具体的成果のあがる見込のあるものに限って採択し、採択課題は450程度とすること。
- (5) 助成研究の採択課題は1,500程度とすること。
- (6) その他の研究費については、昭和29年度と同様の方針によること。

第2 科学研究費交付金等の各部門への配分は、次のとおりとすること。

1. 科学研究費交付金について

- (1) 総合研究及び機関研究の予算の中から、放射線障害関係、原子核関係その他の研究費として、予め次のとおり別枠を設けること。

(単位千円)

研究課題	総合	機関	計
超高層現象観象のためのロケット試作		20,000	20,000
統計機使用による日本経済における投入産出の分析		17,000	17,000
飛鳥平城宮址調査	3,000		3,000
原子核関係		40,000	40,000
放射線障害関係	26,400	5,600	32,000
計	29,400	82,600	112,000

ただし、原子核関係及び放射線障害関係以外の3件を別枠として支出することは、今年度限りの止むを得ない処置とし、今後は、このような必要の起らないようにすること。

- (2) 緊急に調査研究を必要とする問題に対して配分するために、総合研究の予算の中から1,600,000円を保留すること。
- (3) (1)及び(2)を除いた後の総合研究と各個研究の各部への配分額は、次のとおりとすること。

(単位千円)

	総合研究	各個研究	計
部にまたがる	11,590	0	11,590
第 1 部	25,420	16,240	41,660
第 2 部	4,870	2,340	7,210
第 3 部	7,630	4,550	12,180
第 4 部	29,410	22,320	51,730
第 5 部	21,890	40,110	62,000
第 6 部	14,240	21,500	35,740
第 7 部	33,200	32,780	65,980
その他 (家政学・科学史)	750	160	910
計	149,000	140,000	289,000

2. 科学試験研究費補助金について

各部門への配分額は、次のとおりとすること。

(単位千円)

工 学	69,500
農 学	21,800
医 学	33,700
社 会 科 学	13,000
計	138,000

3. 科学研究助成補助金について

各部への配分額は、次のとおりとすること。

(単位千円)

第 1 部	5,160
第 2 部	800
第 3 部	1,920
第 4 部	8,160

第 5 部	7,280
第 6 部	7,480
第 7 部	8,840
その他	360
計	40,000

〔答申3〕

庶発第415号
昭和30年6月29日

内閣総理大臣

鳩山一郎 殿

日本学術会議会長

茅 誠 司

昭和30年度文部省予算のうち「科学研究振興に必要な経費」の配分に関する基本方針等について
標記のことについては、昭和30年1月28日付庶発第38号及び昭和30年5月30日付庶発第321号により、再度答申しましたが、今回更に「化学研究促進補助金」の配分に関する取扱について、第97回運営審議会の議を経て下記のとおり追加答申します。

記

第1 基本方針

1. 性 格

この補助金は、大学、研究所等において行われる化学（純正化学・応用化学・冶金学・農芸化学・薬学）に関する研究のうち、特に成果の期待される研究であって、特定の設備をし、あるいは高い性能の機械・器具等を購入することによって、研究が格段に進展される大規模な研究に対して交付すること。

2. 交付対象

この補助金の交付対象は、次のとおりとすること。

- (1) 国・公、私立大学（学部、研究所）
- (2) 文部省所轄研究所

(3) 文部大臣の指定する法人である研究所または法人に付設された研究所

3. 研究課題の選定の方針及び基準

(1) この補助金の1課題あたりの補助金額は、200万円～1,500万円程度、平均およそ500万円とし、採択課題数は、約30課題とすること。

(2) 採択課題の選定に当っては、次の点を重視すること。

(イ) 基礎となる研究の成果の累積があり、更に新しい設備用品を設置してその研究を発展させることにより、顕著な成果が期待される研究。

(ロ) わが国の資源を高度に利用するための研究。

(ハ) 研究成果が、関係業界で緊急解決を要望されている諸問題に役立つ研究。

第2 審査機構

科学研究費等分科審議会とは別個の審査機構を設けること。
その委員候補者としては、別紙名簿の学者が適当と思われる。

(別 紙)

「化学研究促進補助金」審査委員候補者

京 大 教 授	佐々木 申 二
東 工 大 教 授	星 野 敏 雄
東 工 大 学 長	内 田 俊 一
京 大 教 授	児 玉 信次郎
東 大 教 授	桑 田 勉
東 工 大 教 授	山 内 俊 吉
東 大 教 授	小 川 芳 樹
東 北 大 教 授	小 野 健 二
東 大 教 授	坂 口 謹一郎
東 大 教 授	神 立 誠
東 大 教 授	石 舘 守 三
東 大 教 授	秋 谷 七 郎
資 源 調 査 会 次 長	黒 沢 俊 一
東 京 工 業 試 験 所 長	石 村 幸 四 郎